

○茨城県立医療大学学生相談規程

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学（以下「本学」という。）の学生相談に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 学生生活において学生各個人の当面する悩みや問題に関し、個人相談に応じ問題解決を援助をするため、本学に学生相談室（以下「相談室」という。）を置く。

2 相談室は、修学上の悩み、心理的な問題へのカウンセリングその他学生の心身の健全な育成を援助するための活動を行うものとする。

(利用者の範囲)

第3条 相談室を利用できるものは、本学学生（研究生、科目等履修生等を含む。）とする。

(学生相談員等)

第4条 相談室の構成は、次のとおりとする。

(1) 学生相談室長

(2) 学生相談員

2 学生相談室長は、本学の専任教員かつ学生相談員の中から学長が指名する。

3 学生相談員（以下「相談員」という。）は、直接学生相談に当たるものとし、本学の専任教員並びに学長が適当と認める者若干名を学長が指名、又は委嘱する。

4 相談員は、クラス担任教員でないことを条件とし、かつ以下のいずれかに該当することが望ましい。

(1) 公認心理師

(2) 財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定に係る臨床心理士

(3) 日本学生相談学会が認定する大学カウンセラー

(4) 精神科医

(5) 臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する講師以上の本学教員

5 相談員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

6 相談室の運営を円滑にするため、学生相談連絡会を開くものとする。

(記録)

第5条 相談の内容は学生相談記録票により管理する。

2 学生相談記録票は、相談した学生が在学する間は保存するものとする。

(秘密保持)

第6条 学生相談室長及び相談員は、相談上知り得た個人情報の守秘義務を負うものとする。

(事務)

第7条 学生相談及び相談室に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、学生相談に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この規程は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、平成9年7月16日から施行する。

付 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。ただし、令和2年度の相談員の委嘱にあたっては、第4条第4項の規定を必ずしも条件としない。

付 則

この規程は、令和4年11月1日から施行する。